

ACT が OPPO を訴えた標準必須特許実施料紛争事件の 最高人民法院判決

遠藤 誠¹

I はじめに

最近、中国では、「標準必須特許」(SEP)に関する重要な判決が次々と下されている。とくに最高人民法院の判決は、権威性があり、重要性が高い。本稿で紹介する「Advanced Codec Technologies (ACT) が OPPO を訴えた標準必須特許実施料紛争事件」は、最高人民法院が初めて標準必須特許に関する FRAND ライセンス料を確定したものであり、大きな意義を有するため、日本企業・日系企業としても、注目すべきものである。

以下、本稿では、事案の概要、一審判決の内容とともに、最高人民法院の二審判決の内容を紹介することとしたい。また、二審判決の全文和訳を掲載する。

II 事案の概要

テキサス州ヒューストンに本社を置く米国法人である Advanced Codec Technologies, LLC (中国語名は、「高清編解碼科技有限責任公司」。以下「高清公司」という)は、2018 年 11 月 16 日、OPPO 広東移動通信有限公司 (以下「OPPO 公司」という)が特許 6 件のライセンス交渉を故意に遅延させたこと等を主張して、特許 6 件の合計で 3 億 4200 万人民币元の賠償を求め、南京市中級人民法院に提訴した。当該特許 6 件はすべて、AMR-WB 音声技術の標準必須特許である²。

これに対し、OPPO 公司是、2019 年 12 月 6 日、高清会社が FRAND ライセンス交渉義務に違反したこと等を主張して、①ライセンス交渉における高清会社の行為が FRAND 義務に反することを確認すること、②当該特許 6 件が標準必須特許であり、OPPO 会社が当該 6 件の特許を実施していると認定された場合、ライセンス料率を決定すること、③高清会社が OPPO 会社の経済的損失を賠償するよう命じることを求め、南京市中級人民法院に反訴を提起した。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士 (法学)、B L J 法律事務所
(<https://www.bizlawjapan.com/>) 代表。

² 高清公司是また、当該特許 6 件に基づき、シャオミと vivo を南京市中級人民法院に提訴し、TCL を上海市知的財産法院に提訴した。報道によると、シャオミは 2019 年に高清公司与和解合意に達しており、シャオミは高清会社に総額 500 万～900 万人民币の 1 回限りのライセンス料を支払っている。高清公司是また、アップル、モトローラ、ソニー、サムスン、LG エレクトロニクス、ZTE、ファーウェイ等に対しても訴訟を起こし、最終的に和解している。

<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1788246364956555353&wfr=spider&for=pc>

Ⅲ 南京市中級人民法院による一審判決

一審法院は、当該特許 6 件は標準必須特許であると認定し、OPPO 公司は対応するライセンス料を支払うべきであるとの判決を下した。OPPO 公司の反訴請求は棄却された。

本件において、一審法院は、標準必須特許の実施料率を決定するために「比較可能な契約方式」を適用した。そして、高清公司及びその関連会社がライセンサーとして、複数の他企業と締結した特許ライセンス契約におけるライセンス料率を参考に、本件事案におけるライセンス料率を確定し、OPPO 公司に対し、支払いを命じた。

一審判決を不服として、高清公司及び OPPO 公司の双方が上訴を行った。

Ⅳ 最高人民法院による二審判決

2023 年 12 月 12 日、最高人民法院は、本件訴訟の二審（終審）判決を下した（事件番号：（2022）最高法知民終 907、910、911、916、917、918 号）³。

この事件において、二審法院は、標準必須特許の実施料率を決定するために、①比較可能な実施許諾契約を選択する際に考慮すべき多くの要素を特定し、②標準必須特許の実施許諾の交渉における当事者の過失の有無を判断する際に考慮すべき多くの要素を特定した。そして、最高人民法院は、1 つの比較可能な契約を確定し、当該特許 6 件の単位実施料が 0.008 米ドルであることを確認し、OPPO 公司是高清公司の請求する実施料率の約 22 分の 1 である 1,539 万 527 元の実施料を支払わなければならないと判示した。判決理由の要点は、以下のとおりである。

1 比較可能な契約を選択する際に考慮しうる要因の明確化

二審判決は、「比較可能な契約方式」を適用する際に、比較可能な実施許諾契約を選択する際に考慮すべき要素につき、以下のとおり明確化した。

①ライセンスが交渉される環境

これは、両当事者間の取引の背景と条件を意味し、合意が、心理的強制を伴わない、ライセンサーとライセンシー間の自発的な交渉の結果であるか否かに直接関係する（例えば、訴訟を伴っているか、訴訟の脅威があるか、侵害を停止する裁判所の決定を伴っているか、侵害を停止する決定を裁判所に申請する脅威があるか）。

②ライセンスの対象の類似性

ライセンサーの類似性、ライセンシーの類似性を含み、ビジネスモデル、事業範囲、ライセンサーとライセンシーの関係などの様々な側面から判断される。

③実施許諾される特許の類似性

例えば、比較可能な契約において実施許諾の対象となる特許が、問題となっている事件の特許と一致しているか、少なくともカバーしているか、また、問題となっている事件の特許と同一または類似の量と質を有しているか否か。

④ライセンス条項の類似性

実施料率の算定、ライセンスの範囲、ライセンスの期間、ライセンスの方式、ロイヤル

³ <https://www.zhichanli.com/p/1254705054>
https://mp.weixin.qq.com/s/ZjvM7q_aDW4e2fIgEXjbA

ティの支払方法等。

本件事案では、1つのライセンス契約のみ(判決文では「B 公司契約 1」と呼ばれる)が、本件事案で問題となっているライセンス契約と類似していることから、「比較可能な契約」として考慮し得ると認められた。

2 標準必須特許ライセンス交渉における過失を判断する要素の特定

二審判決は、標準必須特許の実施許諾の交渉における当事者の過失の有無を判断する際に考慮すべき多くの要素を特定した。これには、「権利者の過失を判断する要素」と、「実施者の過失を判断する要素」がある。

＜権利者の過失を判断する要素＞

- ①実施許諾料を決定する裁判を直接開始する前に、実施者に侵害の書面による通知がなされなかったか否か。
- ②実施者に対し提出された実施許諾請求が明示的に拒絶されたか否か。
- ③交渉の過程で、実施者に対し侵害訴訟の提起や裁判所への侵害停止判決の申請を繰り返し行い、又は直接行動をしたか否か。
- ④交渉の過程で、正当な理由なく交渉が中断されたか否か。
- ⑤実施者に対し必要な特許情報(例えば、一定数の標準必須特許、例示的クレーム対照表)の開示を拒否したか否か。
- ⑥その主張するロイヤリティの額又はロイヤリティ率の計算根拠若しくは計算式を実施者の開示することを拒否したか否か。
- ⑦同一の条件で実施者に提示された実施許諾条件の価格が、同業種の他の競争者に提示されたものよりも著しく高い又は不合理に高いか否か、及びその理由を示すことを拒否したか否か。
- ⑧実施者のカウンターオファーを受領後、合理的な期間内に実施者にフィードバックを行ったか否か。
- ⑨正当な理由なく、関連する技術的問題の明確化を求める実施者の要請を拒否したか否か、等。

＜実施者の過失を判断する要素＞

- ①権利者から書面による侵害通知を受領した後、合理的な期間内にこれに応じるか、又は交渉による許諾の交渉に応じない旨を権利者に通知したか否か。
- ②権利者から提示された条件を受領した後、合理的な期間内に受諾又はその他の方法で積極的に回答したか否か。
- ③権利者による申出が不合理であると考え、公正かつ合理的と考える対抗申出若しくは実施許諾案を速やかに権利者に提出したか、又は対抗申出に対応する実施料を速やかに預託したか否か。
- ④協議を正当な理由なく遅延又は中断しなかったか否か。
- ⑤明らかに不合理な実施条件を権利者に提案したか否か、等。

上記のとおり、最高人民法院は、標準必須特許ライセンス交渉における過失の判断基準を例示の形で列挙している。また、標準必須特許ライセンス交渉過程における双方の過失の有

無を分析する際、最高人民法院は、「双方がライセンスを締結する誠実な意思を有し、それを示しているか否かを判断することに核心がある」と判断している。

しかし、実施者が実施許諾交渉の過程で権利者と実施許諾契約を締結する意思を表明し、同時に特許が標準必須特許であるか否か、特許権の有効性に疑問を呈する権利を留保すると宣言した場合、一般的に、実施者に主観的な過失があるとはみなされない。

本件事案では、高清公司及び OPPO 会社の双方に過失があるとされ、過失割合はいずれの当事者も 50% ずつであるとされた。

最高人民法院は、上記の判断に基づき、一審判決を修正した。

V おわりに

今回紹介した、高清公司（ACT）が OPPO 公司を訴えた標準必須特許実施料紛争事件における最高人民法院判決は、最高人民法院が初めて標準必須特許に関する FRAND ライセンス料を確定したものであり、大きな意義を有する。

とくに、最高人民法院の本判決において、OPPO 会社が高清会社に支払うべき損害賠償額は 1,539 万 527 人民元とされたが、この金額は、高清会社が主張した 3 億 4,200 万人民元の損害賠償請求額よりはるかに低額である（約 4.5%しかない）ことが注目される。

以下、参考のため、最高人民法院判決の全文和訳を掲載する。なお、判決文原文には、関係当事者の営業秘密を保護するため、多数の黒塗りの箇所があるところ、全文和訳でも「■」で示した。但し、「■」の字数及び分量は、判決文原文と全文和訳とで完全には一致していないことにご留意いただきたい。

＜最高人民法院 2023 年 12 月 12 日判決の全文和訳＞

中華人民共和國最高人民法院民事判決書

(2022)最高法知民終 907、910、911、916、917、918 号

上訴人（一審原告、反訴被告）：高清編解碼科技有限責任公司（Advanced Codec Technologies, LLC）。住所地：2323S. Shepherd, 14th Floor, Houston, Texas 77019, U. S. A)。

代表者：David Sewell、当該公司經理。

[illegible]

委託訴訟代理人：武■、■■■■■■■■■■特許代理師。

被上訴人（一審被告、反訴原告）：OPPO 廣東移動通信有限公司、住所地：中華人民共和國廣東省東莞市長安鎮烏沙海濱路 18 號。

法定代表人：劉波、当該公司執行董事兼經理。

委託訴訟代理人：趙■■律師。

委託訴訟代理人：陳■■■■■■■■■■律師

一審被告：南京白下蘇寧易購商貿有限公司。住所地：中華人民共和國江蘇省南京市秦淮區淮海路 88 號 101 室。

法定代表人：戎金惠、当該公司執行董事兼總經理。
委託訴訟代理人：邱杰、男、当該公司従業員。

上訴人高清編解碼科技有限責任公司（以下、「高清公司」という）及び上訴人 OPPO 広東移動通信有限公司（以下、「OPPO 公司」という）、一審被告南京白下蘇寧易購商貿有限公司（以下、「南京蘇寧易購公司」）の發明特許権及び標準必須特許使用料紛争の 6 件について、いずれも中華人民共和国江蘇省南京市中級人民法院（以下、「一審法院」という）が、2021 年 11 月 22 日に下した、（2018 年）蘇 01 民初 3350、3354、3355、3356、3358、3364 号の民事判決（以下、「6 件の一審判決」という）を不服として、本院に上訴した。本院は、2022 年 5 月 25 日に立件され受理した後、法により合議廷を組織し、2023 年 1 月 9 日に当事者に尋問し、2023 年 9 月 20 日に、当該 6 件について公開裁判にて審理を行い、上訴人高清公司の委託訴訟代理人武■及び許淑、王■琳、上訴人 OPPO 公司の委託訴訟代理人趙、陳が訴訟に参加した。一審被告の南京蘇寧易購公司是、本院に召喚されたが正当な理由なく法廷に出頭せず、訴訟に参加せず、本院は法により欠席審理を行った。当該 6 件は現在既に審理を終結している。

高清公司是、2018 年 11 月 16 日、OPPO 公司の意図的な遅れにより、特許番号がそれぞれ 99813601.8、00815854.1、99813602.6、99813640.9、01803954.5、99813641.7 に対し、対応する名称がそれぞれ「広帯域信号の符号化における適応帯域幅トーン探索のための方法及び設備」、「広帯域音声及び音声信号の復号器における利得平滑化」、「広帯域音声信号を効率的に符号化する感覚重み付け装置及び方法、並びにそれを用いたセルラー通信システム」、「オーバーサンプリング合成広帯域信号の高周波成分復元方法及び装置」、「広帯域信号符号化のためのサロゲートコードブックにおいてパルス位置とシンボルにインデックスを付ける方法と装置」、「広帯域信号の復号化における周期的強調のための方法及び装置」の發明特許（以下、「係争特許 6 件」と総称する。順に（2018）蘇 01 民初 3350、3354、3355、3356、3358、3364 に係る特許）のライセンス交渉を理由に、一審法院に提訴し、当該 6 件の訴訟において、法院に次のとおり判決を下すよう求めた：OPPO 公司是、高清公司に対して 5,700 万人民币元（以下、通貨は特に説明がなければいずれも人民币元を指す）を賠償すること。OPPO 公司是、高清公司が権利侵害の調査及び制止のために支出した合理的な費用 10 万元を負担すること。

高清公司是、法院に対し、蘇 01 民初 3354、3358 号の両案件において、次のとおり判決を下すよう請求した：OPPO 公司是、高清公司の 00815854.1、01803954.5 号の發明特許を侵害する 44 件の訴えられている権利侵害携帯電話製品の製造、販売、販売の申出を直ちに停止すること。南京蘇寧易購公司是、高清公司の 00815854.1、01803954.5 号の發明特許を侵害する携帯電話（対象の携帯電話の型番は、■■■■である）の販売、販売の申出を直ちに停止すること。

高清公司是、係争 6 件の特許はいずれも AMR-WB 標準必須特許であると主張しており、上記の損害賠償額の計算根拠は主に、高清公司提供したライセンス契約により、当該 6 件は比較可能契約法を用いてライセンス料率を計算する現実的な基礎を有し、経済学者のライセンス契約の分析を経て、得られたライセンス料率の範囲は■■■■■■■■■■であり、高清公司が OPPO 公司に主張するライセンス料率は■■■■■■■■■■であり、■■■■■■■■■■から■■■■■■■■■■までであり、OPPO 会社が製造・販売した 44 件の訴えられている権利侵害携帯電話の数量は■■■■■■■■■■台である。OPPO 公司には明らかな過失が

あるため、その損害賠償額は特許ライセンス使用料の 3 倍と計算されるべきであり、それに基づいて計算して得られた損害賠償額は■■■■■■である。高清公司是、この 6 件で計 5000 万ドルの損害賠償を主張しており、いずれも各件で主張している賠償額は、人民元に換算して 5700 万元を割り当てられている。

OPPO 公司是、一審において、次のとおり弁明した。高清公司是、適格訴訟の主体ではなく、係争 6 件の特許は標準必須特許でもなく、OPPO 公司的訴えられている権利侵害携帯電話の技術方案は係争 6 件の特許権の保護範囲に入っていない。高清公司是、OPPO 公司的交渉過程で「公平、合理、非差別」（以下、國際的に一般的に採用されている英語用語に倣い、「FRAND」と称する）のライセンス交渉義務に違反し、また OPPO 公司是常に誠意をもって交渉していた。高清公司的損害賠償及び合理的な支出額の計算は根拠を欠いている。これにより、OPPO 公司是、当該 6 件における高清公司的全ての訴訟請求を法により棄却するよう請求する。

南京蘇寧易購公司是、一審において、次のとおり弁明した。南京蘇寧易購公司是、販売した権利侵害を訴えられた携帯電話に特許権侵害の疑いがあることを知らなかったし、知るはずもなかった。南京蘇寧易購公司在販売した被疑侵害携帯電話には合法的な出所があり、且つ南京蘇寧易購公司是、被疑侵害携帯電話の販売に合理的な注意義務を尽くしており、主觀的にも過失はない。

OPPO 公司是、当該 6 件の審理過程において、219 年 12 月 6 日に、高清公司在 FRAND ライセンス交渉義務に違反したとして、一審法院に反訴を提出し、当該 6 件においていずれも下記のとおり請求した。1. 高清公司的ライセンス交渉における関連行為が FRAND 義務に違反したことを確認すること。2. 当該 6 件の特許が、標準必須特許であると認定された場合、且つ OPPO 公司在係争 6 件の特許を実施したと認定された場合、法院は、高清公司在係争 6 件の特許について、OPPO 公司にライセンスする中国国内におけるスマート端末製品の製造販売するライセンス料率（係争 6 件の特許権の有効期間内）を確定することを請求する。3. 高清公司在、OPPO 公司的經濟損失■■■万元を賠償するよう判決して命じること。

OPPO 公司的反訴請求に対し、高清公司是は一審において、次のとおり弁明した。OPPO 公司的反訴請求は、反訴に関する法律規定に合致しておらず、高清公司是は法院に OPPO 公司的反訴を受理しないよう請求した。

一審法院は、次のとおり事実を認定した。

訴外人の VoiceAge Corporation は、1999 年 10 月 27 日に、中華人民共和國国家知的財産権局（以下、「国家知的財産権局」という）に対し、「広帯域信号を復号する際の周期的増強のための方法及び装置」、「オーバーサンプリングされた合成広帯域信号の高周波成分を復元する方法及び装置」、「広帯域音声信号を効率的に符号化する感覚重み付け装置及び方法、並びにそれを用いたセルラー通信システム」、「符号化された広帯域信号における適応的帯域幅トーンサーチのための方法及び装置」と題する特許出願を行った。2000 年 11 月 17 日には、国家知的財産権局に対し、「広帯域音声・音声信号デコーダに

2020 年 10 月 20 日、Voice Age Corporation は、当該 6 件の特許について、Saint Lawrence Communications LLC が、特許権移転記録事項の変更発効日である 2017 年 1 月 17 日の前に発生した当該 6 件の特許権の権利侵害行為に対して、Voice Age Corporation の同意を必要とせず、その名義で独自に権利を維持する権利を有していると声明、署名した。

高清公司是、OPPO 公司在製造した係争 44 件の被疑侵害携帯電話が、係争 6 件の特許権の保護範囲に含まれると主張した。■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ (1 ページ分黒塗り) ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

BLJ法律事務所 弁護士 遠藤 誠

AMR-WB 特許、ライセンス地域は中国、ライセンス使用料は■■■であり、ライセンス期間はライセンス特許の期間満了までである。そのうち、AMR-WB 特許には、係争 6 件の特許が含まれる。高清公司是、その専門家報告書の中で、上記ライセンス使用料は、早期ライセンシー割引、特許満了割引、和解割引、特許無効リスク割引及び貿易戦争割引等の割引に基づく価格設定であると主張した。上記 A 会社の契約では、■■■のライセンス使用料に対応する設備数量は■■■である。上記 B 会社の契約では、■■■のライセンス使用料に対応する設備数量は■■■である。上記 C 会社の契約では、■■■のライセンス使用料に対応する設備数量は■■■である。高清公司是、本件 6 件において、それと関連当事者並びに D 公司、E 公司、F 公司、G 公司等の携帯電話ブランドメーカーとの間で、係争 6 件の特許及びその他の特許について締結した特許ライセンス契約を提出した。

高清公司提供した(2019)京方円内経証字第 32745 号の公証書によると、www.idc.com のウェブサイトで検索した OPPO 会社の 44 件の被疑侵害携帯電話の■■■から■■■までの世界販売量は、合計■■■■■であった。OPPO 公司提供した戦略分析 (Strategy Analytics) 機構統計データによると、OPPO 会社の全世界のスマート携帯電話の販売量は■■■■■であった。

係争 6 件の特許のうち、特許番号がそれぞれ 99813601.8、99813602.6、99813640.9、99813641.7 の 4 件の特許の有効期限日は、いずれも 2019 年 10 月 26 日である。特許番号が 00815854.1 の特許の有効期限日は、2020 年 11 月 16 日であり、特許番号が 01803954.5 の特許の有効期限日は、2021 年 11 月 21 日である。

一審法院は審査を経て、次のとおり判断した。

高清公司是、本件 6 件の特許の権利付与に基づき、本件 6 件の訴訟を提起する権利を有する。係争特許 6 件は、標準必須特許であり、OPPO 会社が製造、販売した 44 件の被疑侵害携帯電話は、いずれも係争特許 6 件の保護範囲に属する。双方はいずれも、ライセンス使用料の問題を交渉で解決できなかったことについて、責任がある。係争特許 6 件は、いずれも中国特許であり、当該 6 件のうち、中国で販売された被疑侵害携帯電話のライセンス使用料を OPPO 会社が支払うべきであると確定しただけであることを考慮し、また製造主体が中国企業であり、製造地域が主に中国であり、携帯電話の対象層、価格、携帯電話販売量の規模等を考慮すると、高清会社がそれぞれ A 公司、B 公司与締結したライセンス契約を比較可能契約とするのは、合理性がある。

高清公司是、その専門家報告書の中で、OPPO 会社の 44 件の被疑侵害携帯電話の販売数は、■■■年から■■■年度までの期間において、合計で■■■台であり、当該期間で合計■■■であると主張した。■■■から■■■までの係争 6 件の特許のうち、一番遅く満期が到来するのは、2021 年 11 月であり、当該期間は合計■■■の携帯電話販売量は約■■■であり、当該データは、当該 6 件のライセンス使用料の基礎とすることができる。B 会社が既に締結したライセンス契約が約定するライセンス使用料は、■■■であり、そのうち、AMR-WB 機能の係争 6 件の特許及び AMR-WB+機能の他の 3 件の特許が含まれている。高清公司是、その専門家報告書において、B 会社が契約して約定したライセンス使用料が対応する設備数量は、■■■台であり、当該ライセンス契約のうち、AMR-WB 機能に対応する係争 6 件の特

上記をまとめると、一審法院は、「中華人民共和國民法典」第6条、第7条、「中華人民共和國特許法」第11条第1項、第12条、第13条、第52条、第64条第1項、「最高人民法院による特許権侵害紛争事件の審理の法律適用に関する若干問題における解釈（二）」第24条、「中華人民共和國民事訴訟法」（2017年修正）第64条第1項、第144条、「最高人民法院による『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する解釈」（2020年修正）第221条の規定、2021年11月22日、(2018)蘇01民初3350、3354、3355、3356、3358、3364号の民事判決をそれぞれ下した。一、OPPO広東移動通信有限公司は、判決発効の日から15日以内に、それが中国で販売した係争被疑侵害携帯電話について、高清編解碼科技有限責任公司にそれぞれ■■■■■を支払うこと。二、高清編解碼科技有限責任公司のその他の訴訟請求を棄却すること。三、OPPO広東移動通信有限公司のその他の訴訟請求を棄却すること。6件の本訴訟事件の受理費用合計■■■■、■■■■■■■■■■■■■■■■6件の本訴事件受理费■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

BLJ法律事務所 弁護士 遠藤 誠

件の一審判決第一項を取り消すこと。2. OPPO 公司是高清公司に対し各事件につき 5,700 万円を賠償せよとの判決に改めること。(一)一審法院は、OPPO 公司の被疑侵害携帯電話の中国での販売量を■■■■■■■■であると、誤って認定した。(二)一審法院は、OPPO 公司の 1 台当たりの携帯電話ライセンス料率を誤って計算し、且つ標準必須特許ライセンス業界の慣例で採用されている経済学分析方法に従わず、いずれの経済学割引係数をも考慮せず、簡単な乗除法のみを採用して、OPPO 公司の 1 台当たりの携帯電話ライセンス料率を計算し、計算方法が簡単すぎて、OPPO 公司の 1 台当たりの携帯電話ライセンス料率が低すぎると認定されてしまった。(三)一審法院は、OPPO 公司の 1 台当たりの携帯電話のライセンス料率の倍数を■■■上げるだけであると誤って認定し、OPPO 公司是係争 6 件の特許ライセンス公証過程において、悪意をもって交渉を遅らせ、且つ低すぎる見積りを提示し、当該 6 件の損害賠償額は、1 台あたりの携帯電話ライセンス料率を確定し、ライセンス使用料を確定した上で、3 倍に基づき計算しなければならない。

高清公司の上訴請求に対し、OPPO 公司是、次のとおり抗弁した。(一)他のデータの裏付けを欠いている状況において、一審法院が行った被疑侵害携帯電話の販売量の見積もりが合理的である場合、■■■■■■■■。(二)一審法院が認定した携帯電話 1 台のライセンス料率はやや高いが、全体としては合理的である。(三)OPPO 公司の交渉行為及び見積価格はいずれも FRAND 原則に完全に合致している。高清公司是、OPPO 公司の請求に対し完全に無視し、高清公司の交渉行為及び見積価格はいずれも FRAND 原則に違反した。一審法院が、ライセンス料率を上方■■■■に修正することは、公平でも合理的でもない。高清公司の上訴請求は成立せず、法により棄却されるべきである。

OPPO 公司是、当該 6 件の一審判決を不服として、上訴して、次のとおり請求した。1. 当該 6 件の一審判決を取り消すこと。2. 判決を改め、高清公司の当該 6 件の全ての訴訟請求を棄却する、又は改めてライセンス使用料を確定すること。3. 当該 6 件一審、二審の事件受理费を高清公司が負担するよう判決を下すこと。事実及び理由：(一)高清公司の多くの交渉行為は、いずれも FRAND 原則に著しく違反しており、一審法院は、OPPO 公司は、ライセンス契約に達成しなかったことについて過失責任を負うべきと認定したのは誤りである。(二)一審法院のライセンス使用料の算定の認定には明らかな誤りがあった。一審法院は、OPPO 公司に主要な交渉上の過失があると誤って認定し、更に高清公司から提出された比較可能契約が確定したライセンス料率に基づいて、ライセンス料率を■■■に誤って引き上げた。一審法院は、当該 6 件のライセンス使用料を過大に見積もった。一審法院がライセンス使用料を計算するとき、他の多くの不当な箇所が存在していた。例えば、特許ファミリーの数ではなく特許の個数で計算したこと、特許保護残存期間のライセンス使用料への影響を考慮しなかったこと、ライセンス使用料を確定するときの高清公司の合理的な支出を一括して組み入れて考慮に入れたこと等である。

OPPO 公司の上訴請求に対し、高清公司是、次のとおり抗弁した。(一)係争 6 件の特許のライセンス交渉過程は、高清公司の交渉行為が FRAND 原則に合致したものであることを十分に示すものであるのに対し、OPPO 公司是意図的に交渉を遅延させたものであり、当該 6 件の損害賠償額は、携帯電話 1 台あたりのライセンス料率の 3 倍を基準として算定すべきである。(二)当該 6 件の権利侵害賠償額及び計算方法は、高清公司の請求に基づき定められ、且つ高清公司が提供した比較可能契約に基づき、関連する経済分析方法を

体的に認定した理由は、次のとおりである。証拠 1、2 のうちの対比内容は、関連する比較バージョンによって裏付けることができること。証拠 6 は、訴外第三者が公表したデータであり、OPPO 会社はこれに反する証拠を提出しなかったため、当該証拠は、被疑侵害携帯電話の販売台数を認定するための参考根拠とすることができること。証拠 3 は、試験に使用された被疑侵害携帯電話が、2017 年 1 月 1 日以前に OPPO 会社が製造したものであることを証明するものではないこと。高清会社は、証拠 4、5、7 に基づき、OPPO 会社が新たに追加した 7 件の被疑侵害携帯電話に係争 6 件の特許権の保護範囲に属するという主張は、当該 6 件の 2 審審理の範囲を超えるものであること。証拠 8 に記載された統計データは、当該 6 件の一審の結審前に高清会社が主張しなかった、OPPO 会社が新たに追加した 7 件の権利侵害携帯電話の販売台数に関するデータを含むものであること。証拠 9 は、タイムスタンプ認証証明書にすぎず、対応するウェブサイト情報が記載されておらず、具体的な販売数のデータも開示されていない。OPPO 会社が補充提出した上記の証拠について、■■■■■■■■■■

一審法院が当該 6 件につき認定した事実について、OPPO 会社、南京蘇寧易購会社はいずれも異議がなく、高清会社はその中の高清会社と A 会社が締結した特許ライセンス契約に対して AMR-WB+標準に関する 3 件の中国特許を「付加ライセンス特許」と表記して異議を提出した以外、その他の事実に対して異議はない。本院は審査を経て、当該 6 件の一審判決に記載された高清会社と A 会社との間で締結された特許ライセンス契約の関連内容は、基本的に契約の原文と一致しており、高清会社の異議申立ての本質は、ライセンス契約において約定された■■■■ライセンス使用料は、AMR-WB+特許のライセンスに関連するものではなく、AMR-WB 特許のライセンスにのみ関連するものである点にあり、高清会社の異議申立ては、当該ライセンス契約に関連する条項内容の解釈に関わるものであることから、本院は本判決の後述判定理由の部分で詳述する。本院は審理調査を経て、6 件の訴訟において一審法院が認定した事実は証拠により裏付けられていると判断し、本院は、これを支持する。

本院は別途、以下の事実も調査した。

2016 年 10 月 22 日、中華人民共和国工業情報化部は、名称を「LTE ベースの音声ソリューション（VoLTE）に対応する携帯端末の技術要件」、即ち、YD/T3178-2016 標準という通信業界標準を発表し、2017 年 1 月 1 日から実施した。

2020 年 3 月 19 日、ライセンサーである高清公司及びその関連会社 [Evs Codec Technologies, LLC (以下「ECT」という)、Saint Lawrence Communications, Inc、Saint Lawrence Communications GmbH] は、ライセンシーである B 公司及びその関連会社との間で、共同で特許ライセンス契約（以下「B 会社契約 1」という）を締結し、次のとおり約定している。ライセンサーは、ライセンシーが AMR ブロードバンド標準特許を使用することを許可し、AMR-WB 標準（セントローレンス通信許可の定義等）に限られ、且つ中国に限られる。ライセンシーは、ECT に■■■■のライセンス使用料を支払うべきで、ライセンス使用料は返却せず、ライセンス使用料はライセンシーが当該契約の条項及び条件に基づいて支払ったすべての補償である。当該契約は、双方の署名を経て拘束力があり、当該契約の第 6 節に違反しない前提で、付与された許可及び免除は、効力発生の日付か

ら発効し、且つ最後に存続するライセンス特許及び AMR-WB+特許が期限満了になるまで継続して完全に有効である。

2015 年 3 月 9 日、ライセンサーである Saint Lawrence Communications, Inc は、ライセンシーである B 公司及びその関連会社との間で、2 つの特許ライセンス契約を締結した（以下、それぞれ「B 公司契約 2」及び「B 公司契約 3」という）。当該 2 つの契約には、まず、双方が当該契約を締結するに至った背景が記載されている。これによると、ライセンサーの子会社である Saint Lawrence Communications GmbH が、ライセンシーの顧客に対してドイツの裁判所に特許権侵害訴訟を提起し、ライセンシーとその関連会社が、AMR-WB 標準必須特許の実施ライセンス取得を希望していた。B 公司契約 2 は、次のとおり約定している。ライセンスの対象は、全世界の AMR-WB 特許（中国とドイツの特許を除く）であること、ライセンスの対象地域は、全世界（中国とドイツを除く）であること、ライセンス方式は、非独占ライセンスであり、ライセンス使用料が■■■■■■■■■■であるとき、■■■■■■■■■■。料率が■■■■■■■■■■であるとき、使用料が四半期ごとに支払われ、支払いが、合計■■■■■■■■■■に達した場合、■■■■■■■■■■。B 公司契約 3 は、次のとおり約定している。ライセンス対象は、ドイツの AMR-WB 特許、ライセンス地域はドイツ、ライセンス方式は被独占ライセンスで、ライセンス使用料が■■■■■■■■■■であり、■■■■■■■■■■、料率が■■■■■■■■■■、使用料を四半期ごとに支払う。もし支払った場合、支払った金額が既に■■■■■■■■■■に達していたときは、改めて支払わない。

2017 年 6 月 21 日、ライセンサーである Saint Lawrence Communications Inc.、Saint Lawrence Communications Deutschland GmbH は、ライセンシーである C 公司との間で、3 つの特許ライセンス契約を締結した（以下、「C 公司契約 1」、「C 公司契約 2」、「C 公司契約 3」といい、そのうち「C 公司契約 1」、「C 公司契約 2」のライセンサーは、Saint Lawrence Communications Inc.であり、C 公司契約 3 のライセンサーは Saint Lawrence Communications Deutschland GmbH である）。C 公司契約 2、C 公司契約 3 は、まず、双方が締結した契約の背景を次のようにそれぞれ記載している。ライセンサーは、ライセンシー及びその米国、ドイツの子会社に対し、米国及びドイツの裁判所において、いくつかの特許侵害訴訟を起こしている。C 公司契約 1 は、次のように約定している。ライセンス製品は、それが実施した設備、また、AMR-WB 標準に合致した、エンドユーザーによる使用のために供される製品（携帯型設備を含むが、これらに限定されない）を指す。ライセンス地域は中国国内のみを指す。ライセンシーは、ライセンサーである Saint Lawrence Communications Inc.に対し、■■■■の和解費用を支払うものとし、当該和解費用は返金不可であり、当該契約に基づく支払総額と同額である。当該契約は、双方が署名した後に双方に対して拘束力を有し、当該契約第 6.1 節及び第 6.2 節の規定を遵守する前提のもと、当該契約に基づき権利付与されたライセンス及び契約に基づき、発効日から、最後の残存ライセンス特許の期間満了日まで効力を有し続けるものとする。C 公司契約 2 は、次のとおり約定している。ライセンスの対象が、全世界の AMR-WB 特許（中国、ドイツの特許を除く）であること、ライセンス地域が全世界（中国、ドイツを除く）であること、ライセンス方式が非独占的ライセンスであること、ライセンス使用料が■■■■■■■■■■であることである。C 公司契約 3 は、次のとおり約定している。ライセンスの対象がドイツの AMR-WB 特許であること、ライセンス地域がドイツであること、ライセンス方式が非独占的ライセンスであること、ライセンス使用料が■■■■■■■■■■であることである。

2019年9月26日、ライセンサーの高清公司及びその関連会社（ライセンサー）は、ライセンシーのA会社との間で、特許ライセンス契約を締結した。当該契約は、まず、双方が当該契約を締結した背景につき、次のように説明している。■■■■■■■■■■。当該契約は次のとおり約定している。「ライセンス特許」とは、AMR-WB+特許のほか、ライセンサーが現在または将来において、世界中のすべての法管轄区域において所有、管理、ライセンスを付与する権利を有し、または損害賠償請求権のある全ての特許及び特許出願を指す。「ライセンス製品」とは、当該契約の約定条件に合致する製品、製品シリーズ、サービス、設備、システム、組合せ部品、ハードウェア、ソフトウェア、上記各項目のいずれかの組み合わせ、又は最終ユーザーが最終的に使用するのに供するその他の製品を指す。「ライセンス地域」とは、米国のほかに、ライセンス特許またはAMR-WB+特許のいずれかが有効であるか、または一旦付与されれば有効になる世界のいずれかの国家／地域、又はライセンサーがライセンス特許又はAMR-WB+特許について権利を主張できる国家／地域を指す。■■■■■■■■■■。双方は、当該契約期間中、誠意をもって、米国でライセンス特許及び/またはAMR-WB+特許を行使するライセンスについての交渉を継続する。ライセンシー又はその関連会社は、ECTに■■■■の費用を支払うべきである。当該契約は、各当事者の署名を経た後、拘束力を有し、当該契約第6節の他に別段の規定を有する場合を除き、当該契約が付与するライセンス及び免除は効力発生日から有効となり、且つライセンス特許及びAMR-WB+特許が満期（2027年10月29日）になるまで十分な効力を持ち続ける。

2014年4月14日、ライセンサーであるSaint Lawrence Communications Inc.は、ライセンシーであるD会社と2つの特許ライセンス契約を締結した。当該2つの契約は、いずれも次のとおり約定している。ライセンスの対象が、全世界AMR-WB特許及び全世界AMR-WB+特許（WCDMA製品及びWCDMAの中で動作する4Gデュアルモード製品に限定）であること、ライセンス地域が全世界であること、ライセンス方式が非独占ライセンスであることである。そのうち一部の契約は、次のとおり約定している。ライセンス使用料は、■■■■、VoLTE機能の■■■■に適用される料率は■■■■、2016年から2019年までの工場及びWCDMA機能の■■■■に適用される料率は■■■■、2013年から2015年までの工場及びWCDMA機能の■■■■に適用される料率は■■■■であることである。

2015年3月31日、ライセンサーであるSaint Lawrence Communications Inc.は、ライセンシーであるE会社と特許ライセンス契約を締結し、次のとおり約定した。ライセンスの対象は、全世界のAMR-WB特許（ドイツを除く）であること、ライセンス地域が全世界（ドイツを除く）であること、ライセンス方式が非独占ライセンスであること、ライセンス使用料が■■■■であることである。同日、ライセンサーであるSaint Lawrence Communications Deutschland GmbH及びライセンシーであるE会社は、特許ライセンス契約を締結した。当該契約は、まず、双方が当該契約を締結した背景について、ライセンサーがドイツの裁判所で、ライセンシーの顧客に対して特許権侵害訴訟を提起し、さらに次のとおり約定したことを記載している。また、ライセンスの対象は、AMR-WBのドイツ特許であること、ライセンスの対象は、ドイツ特許であること、ライセンス地域はドイツであること、ライセンス方式は非独占ライセンスであること、ライセンス使用料は■■■■であることを記載している。

[illegible][illegible][illegible][illegible]

本院は、当該 6 件は発明特許権の侵害及び標準必須特許の使用料をめぐる紛争であると判断する。一方当事者の高清公司是米国企業であるため、当該 6 件は外国関連の要素を有する。人民法院は、涉外民事紛争を審理する場合、まず、紛争中の涉外民事関係の性質を決定し、性質決定に基づいて、直接的（法院所在地の抵触法規範のガイドラインに基づく）または間接的（法院所在地の抵触法規範のガイドラインに基づく）に紛争を審理する準拠法を確定する必要がある。「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」第 8 条は、「涉外民事関係の認定には、法院所在地の法律を適用する」と規定している。当該 6 件における標準必須特許使用料紛争は、高清公司及び OPPO 公司の間で、双方が締結しようとし、且つ締結すべきであるが、最終的に実際に締結しなかった状況において、双方がいかなる標準のライセンス費用をもって、締結すべきかについて発生した紛争である。裁判地の法律に基づき、即ち、中華人民共和国の法律に基づき性質決定を行い、このような紛争は契約締結過失責任紛争の性質を有する。契約締結過失責任は、行為者が法定の先契約義務（誠実信用の原則に基づいて発生する付随義務）に反することを前提としており、一般的契約責任及び権利侵害責任とは異なる補充的民事責任の一種であるが、『中華人民共和国民法典』は、契約締結過失責任について、第三編（契約）第二章（契約の締結）の第 500 条に規定しているため、中華人民共和国の現行法体系においては、契約締結過失責任紛争は、法的性質上、契約紛争とされる。双方当事者が締結しようとする標準必須特許の実施許諾契約のライセンス実施地は、主に中華人民共和国国内であり、当該契約の特徴を最も反映するライセンス実施地は、ライセンシー、即ち、特許実施者である OPPO 公司の住所地であり、中華人民共和国の法律は、OPPO 公司の住所地に適用される法律であり、また当該契約が最も密接に関係する法律である。当該 6 件の発明特許権侵害をめぐる紛争は、主に知的財産権侵害責任及びその前提条件、即ち、知的財産権の帰属及び内容に及び、請求された保護地は中華人民共和国である。「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」第 48 条及び第 50 条は、知的財産権の帰属及び内容、知的財産権侵害責任に関し、請求された保護地の法律の規定を適用し、並びに同法第 49 条、第 41 条は、当事者が知的財産権のライセンス使用に適用される法律を選択しない場合、義務の履行が当該

[illegible]

当 該 6 件 の う ち 、

国内で YD/T3178-2016 標準が発表され、実施され始めたことに伴い、OPPO 会社の 44 件の被疑侵害携帯電話の内蔵チップにいずれも VoLTE 機能をサポートするモジュールが搭載されていることを合理的に推定することができる。携帯電話は、最も一般的な移動通信端末装置であり、VoLTE 機能をサポートする移動端末は、係争 6 件の特許の技術方案を必然的に搭載している。OPPO 会社の 44 件の被疑侵害携帯電話のチップが使用する技術方案はいずれも係争 6 件の特許権の保護範囲に属している。

[illegible]

ライセンス料率の確定は、標準必須特許のライセンス実施条件における核心的な問題に属する。「最高人民法院による特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）」（2020年改正）第24条第3項は、「本条第2項の実施許諾の条件は、特許権者、実施者が協議して決定するものとする。十分に協議しても合意に達しない場合、人民法院に確定を求めることができる。人民法院は、上述の実施許諾条件を確定す

「比較可能契約法」の突出した利点は、市場価格を反映することができ、公平な競争の市場において、特許ライセンス契約の最終的なライセンス料率は通常、双方が真実な交渉、自由意思による契約によって合意したビジネス交渉の結果であり、交渉によって確定したライセンス料率は基本的にライセンスされた特許技術の契約時の市場価値を客観的、公正、合理的に反映することができる。比較可能なライセンス契約を選択する際には、以下の要素を重点的に考慮する必要がある。1. ライセンス交渉の環境、具体的には、双方の取引背景及び取引条件を指し、それは、契約がライセンサー及びライセンシーの間に心理的強制の環境（例えば、訴訟または訴訟で脅かす、法院の権利侵害の差止め判決または差止めを裁判所に申し出ることによって脅かす）が存在しない状況のもとで、自由意思に基づいて契約の合意に達成した結果に直接関係する。2. ライセンス主体の類似性、これには、ライセンサーの類似性を含み、またライセンシーの類似性も含み、ビジネスモデル、事業範囲、ライセンサー及びライセンシーの関係等、多方面から判断される。3. ライセンス特許の類似性、例えば、比較可能契約におけるライセンスの対象の特許が、係争事件の特許と一致しているか、又は少なくとも後者をカバーしているか、係争事件のライセンスと同一であるか、又は類似する数量及び質量であるか否か等。4. ライセンス条項の類似性、これにはライセンス料率の計算、ライセンス範囲、ライセンス期限、ライセンス方式、ライセンス使用料の支払い方法等が含まれる。

BLJ法律事務所 弁護士 遠藤 誠

司が提供したライセンス契約のうち、B 公司契約 1 が最も比較可能な契約であった。本院による具体的な分析は以下のとおりである。第一に、ライセンス対象の観点から見ると、B 公司契約 1 のライセンスの対象は、まさに係争 6 件の特許であること。第二に、ライセンシーの状況から見ると、B 公司も中国通信業界において有名な企業であること。第三に、ライセンス地域の範囲から見ると、B 公司契約 1 のライセンス地域も同様に中国にのみ関連していること。第四に、特許の実施規模の観点から見ると、B 公司及び OPPO 公司に係争 6 件の特許を使用した携帯電話の台数は、1 億台以上の規模に達している。第五に、ライセンス交渉環境の観点から見ると、B 公司契約 2、B 公司契約 3 において、当時、双方又はそれぞれの利益関係者が域外法院で関連訴訟を行っていたことが開示されているが、3 つの B 公司契約それぞれがライセンスした特許に重複状況が存在しないことを考慮すると、特に B 公司契約 1 の締結日（2020 年 3 月 19 日）は、B 公司契約 2、B 公司契約 3 の締結日（2015 年 3 月 9 日）に比べて、5 年もの間隔が空いているため、B 公司契約 1 は契約締結過程において、B 公司契約 2、B 公司契約 3 が開示した関連訴訟要素の影響を受ける程度について、無視することができると考えるべきである。

換言すれば、B 公司契約 1 は、通常のライセンス交渉の雰囲気のもとで締結された結果であり、当該ライセンス契約における係争 6 件の特許の市場価値を客観的・合理的に反映することができると考えられる。C 公司契約 1 及び B 公司契約とを比較すると、両者は、ライセンス対象、ライセンシー状況、ライセンス地域範囲等の面において、いずれも高い類似性を有しているが、高清公司が提出した専門家報告書に記載されている内容によると、C 公司が C 公司契約 1 で支払ったライセンス使用料に対応する携帯電話装置の数は■■■にすぎない。このことから、当該実施規模は明らかに B 公司、OPPO 公司及係争 6 件の特許の実施規模は、桁違いであることが分かる。特に、C 公司契約 1 は、C 公司契約 2、3 と同時に締結されたものであり、C 公司契約 2、3 の締結時に当該 2 つの契約のライセンサーが米国の裁判所、ドイツの裁判所が C 公司及び米国、ドイツの子会社に対して、いずれもいくつかの特許権利侵害訴訟を提起している。つまり、C 公司契約 1 は、同時に域外で C 公司及びその子会社に対して、特許権侵害訴訟を行う雰囲気が存在する中で締結されたため、C 公司契約 1 及び B 公司契約 1 は、ライセンス交渉環境という点で大きく異なり、C 公司契約 1 は、当該 6 件に適した比較可能契約とすることはできない。

一審法院が別途選定した高清公司及びその関係者が A 公司与締結したライセンス契約についてみると、一方では、当該契約が約定したライセンス対象が高清公司が世界範囲で保有している AMR-WB 特許であること、ライセンス地域の範囲が世界（米国を除く）であったことがあり、他方では、当該契約の締結の背景として、高清公司が一審法院で A 公司に対して特許権侵害訴訟を提起したことがあること、即ち、当該契約のライセンス交渉がすでに中国の司法が訴訟に介入している状況において締結された結果であることがある。以上の 3 つの要素（ライセンス対象、ライセンス地域範囲、ライセンス交渉環境）を考慮した上で、高清公司与 A 社が締結した特許ライセンス契約は、B 公司契約 1 に比べ、差異が類似性よりはるかに大きい。一審法院が、当該 6 件の比較可能なライセンス契約を選択する際に、A 公司契約の B 公司契約 1 に対して存在する上記の区別要素を無視し、A 公司契約をまとめて、当該 6 件の比較可能契約として使用したことは、妥当性に欠ける。

B 公司契約 1 のみを当該 6 件の比較可能契約とすると確定した後、当該契約はライセンス使用料の総額のみを約定していることを考慮し、さらに単位ライセンス料率を求める

ために、当該契約を分析する必要がある。B 公司契約 1 で約定されたライセンス使用料 ■■■に対応するライセンス対象は係争 6 件の特許であり、且つ 3 件の AMR-WB+標準の中国標準必須特許の有償ライセンスには関連しない。一審法院は、B 公司契約 1 に対して単位ライセンス料率を確定するとき、3 件の AMR-WB+標準に関連する中国標準必須特許を、■■■■の有償ライセンス対象としてひとまとめにし、B 公司契約 1 の関連ライセンス条項の内容を無視し、又は誤解した。したがって、B 公司契約 1 の単位ライセンス料率は、■■■■■とすべきである。■■■■■

本院は、OPPO 公司による係争 6 件の特許実施に対する単位ライセンス料率を 1 台当たり 0.008 米ドルと確定した。一審法院が画定した単位ライセンス料率は妥当性を欠き、本院は法によりこれを是正する。

(三) 当事者の締結上の過失の程度の認定に関して

2008 年に改正された「中華人民共和国特許法」第 65 条第 1 項、「最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干規定」(2020 年改正) 第 15 条、「最高人民法院による知的財産権民事訴訟の証拠に関する若干規定」第 32 条、「最高人民法院による特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)」(2020 年改正) 第 24 条第 2 項の規定に基づき、人民法院は、標準必須特許の権利侵害紛争事件を審理する過程において、特許ライセンス使用料の合理的な倍数の計算方法を適用して、特許権侵害賠償額を確定するとき、標準必須特許権者及び被疑侵害者がライセンス条件を契約する交渉過程における交渉表現及びライセンス条件について合意に至らなかったことに対する過失の有無及び過失の程度の大きさは、特許ライセンス使用料の合理的な倍率を確定するとき、考慮すべき法定要素ではない。但し、損害額が確定された後は、権利侵害責任紛争であるか契約責任紛争であるかを問わず、いずれも双方当事者の過失の程度及びその影響力(原因力)等の要素に基づいて、双方当事者間の損害分担をさらに合理的に確定する必要がある。従って、当該 6 件における双方当事者の係争 6 件の特許ライセンス使用料の契約過程における過失の程度は、賠償責任の画定に影響を及ぼす重要な要素である。

標準必須特許は非標準必須特許に比べて特殊性がある。それは関連の標準を実施する過程で実施しなければならない特許であり、当該特許権者はその特許が標準技術方案に組み込まれる過程において、関連する標準化組織に、FRAND 条件に従って不特定の者にその特許実施のライセンスをする承諾(FRAND 承諾)を行う必要がある。当該 FRAND 承諾は、特定の特許実施者に対して行われるものではないが、当該承諾は、国際的に主な標準化組織が、特許を標準技術方案に組み入れることを許すために採用している一般的な方法であり、関連業界の実施者又は潜在的な実施者は、いずれも、当該 FRAND 承諾に対し合理的な信頼をしている。これにより、標準必須特許権者は、中華人民共和国の法律システムの中において、「中華人民共和国民法典」第 7 条の誠実信用の原則に関する規定、第 132 条の民事権濫用の禁止に関する規定、第 500 条の契約締結上の過失責任に関する規定を遵守する必要がある。したがって、実施者が標準必須特許権者に当該特許のライセンス実施を請求すると、当該権利者は、原則として正当な理由なくライセンスを拒否してはならず、それが直面する交渉問題は、主にライセンスする意思の有無の問題ではなく、どのような条件でライセンスするかの問題であり、ライセンス条件、特にライセンス使用料

は、権利者（ライセンサー）及び実施者（ライセンシー）が協議して、標準必須特許実施許諾契約を締結する際の核心的問題である。「中華人民共和國民法典」の上記規定によると、契約締結する双方は、いずれも、誠実信用の原則を遵守しなければならない。法律が規定する誠実信用の原則は、標準必須特許ライセンス交渉中において、主に、業界で普遍的に認められ、遵守される FRAND 原則に体现される。

標準必須特許ライセンス交渉の業界慣例に従って、一部の標準必須特許実施ライセンス契約の締結は、一般的に、以下の段階を経る。1. 権利者は、実施者に権利侵害の書面通知を出し、実施者に権利侵害の疑いがある標準必須特許の関連情報、例えば特許番号、特許に対応する標準を告知し、且つ実施者が権利者とライセンス条件を協議する意思があるか否かを尋ねる。2. 実施者が、権利者から書面による通知書を受領した後、もしライセンスを受ける意思がある場合は、遅滞なく権利者に返答し、且つ権利者に、具体的なライセンス実施条件について権利者と交渉する意思があることを告知しなければならない。3. 権利者は、実施者から回答を受領した後、実施者に対し、ライセンス料率、ライセンスの方式、ライセンス地域、ライセンス期間等を含むライセンス条件のオファーを提出することができる。4. 実施者が、権利者からオファーを受領した後、もしライセンス条件が公平・合理的であると判断した場合、双方は、これに関してライセンス契約を締結することができる。実施者が権利者から通知されたライセンス条件が不合理であると判断した場合、合理的期間内に遅滞なく権利者に告知し、不同意の理由を説明しなければならない。同時に、実施者は、権利者に対して新しいオファーを提出することができる。5. 権利者は、実施者がオファーに同意しない理由を受領した後、実施者が提出した質疑を明確にするために、実施者に対してさらなる説明を行うことができる。実施者が提出した新しいオファーを受領した後、権利者が公平・合理的であると判断した場合、双方は、これについてライセンス契約を締結することができる。6. 実施者が提出した新しいオファーの条件が不合理であると権利者が判断した場合、同様に、合理的期間内に実施者に遅滞なくフィードバックし、且つ実施者に新しいオファーを認可しない理由を実施者に説明し、且つ状況に応じて新しいオファーを提出することができる。7. 権利者が、実施者の新しいオファーが公平・合理的でないと判断する場合、実施者は遅滞なく、その新しいオファーに対応するライセンス使用料を速やかに預託することができる。

標準必須特許のライセンス交渉には、通常、技術交渉及びビジネス交渉が含まれる。技術交渉の事項には、通常、権利者が主張する特許が標準必須特許であるか否か、権利者がライセンスしようとする特許の有効性及び安定性、ライセンスしようとする特許の標準に対する技術貢献の程度、被疑侵害製品の技術方案がライセンスしようとする特許権の保護範囲に含まれるか否か等が含まれる。ビジネス交渉の事項には、通常、権利者が主張するライセンス料率の計算方法及び計算基準、関連する比較可能契約の開示、ライセンスしようとする特許の範囲、ライセンス実施方式、ライセンス期間の範囲及びライセンス地域の範囲、被疑侵害製品の過去の販売数量等が含まれる。

以上の標準必須特許のライセンス交渉の業界慣例及び実務をまとめると、多くの細かい点はあるが、交渉過程において双方に過失があったか否かに焦点を当てて分析する場合、核心は依然として、双方がライセンスを締結したいという誠実な意思を持っていたか否か、表示していたか否かの判断にある。一般的に、権利者がライセンス交渉中に過失が

2008 年に改正された「中華人民共和國特許法」第 65 条第 1 項は、次のとおり規定している。「特許権侵害の賠償金額は、権利者が権利を侵害されたことにより被った実際の損失に基づき確定される。実際の損失を確定することが難しい場合、権利侵害者が権利を侵害することにより獲得した利益に基づき確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者が獲得した利益を確定することが難しい場合、当該特許ライセンス使用料の倍率を参照して、合理的に確定する。賠償金額には、権利者が権利侵害行為を差し止めるために支払った合理的な支出も含まれるものとする。」上述したように、標準必須特許のライセンスが、非標準必須特許のライセンスと異なる重要な点は、以下のとおりである。特許実施者が FRAND 条件に基づき実施許諾契約締結を希望する意思を表明した場合、標準必須特許権者は、原則としてライセンスを拒絶することができず、双方は、一般的に、実施許諾の問題を、誠意をもって契約交渉することによってのみ解決することができる。双方の契約締結上の過失により、実施許諾契約が成立しなかったため、実施者が標準必須特許権者の許諾を得ずに実施したことにより構成された特許権侵害が出現した場合、実施者が非標準必須特許の権利者の許諾を得ずに実施したことにより構成される特許権侵害とは異なる。その違いは、前者の権利侵害を構成する原因は、特許実施者の一方に締約上の過失があること、又は双方いずれにも締約上の過失があることであるのに対し、後者は一般的に特許実施者の一方的な原因によるものであるという点にある。言い換えれば、まさに当該 6 件における標準必須特許権者と特許実施者の双方の締約上の過失により契約締結ができなくなり、実施者の特許権侵害が成立したのであり、これによる当該特許権侵害の責任、特に賠償責任は、主に双方の締約上の過失の程度の大きさに基づいて確定されるべきであり、非標準必須特許権の侵害が通常示す実施者の一方的な責任とは異なる。

■

■

BLJ法律事務所 弁護士 遠藤 誠

特許権者が当該ライセンス使用料の元本を取得するのに、遅延した期間の利息に実施者の契約締結上の過失割合を乗じて計算される。従って、OPPO 会社が高清公司に支払うべき賠償額は、係争 6 件の特許の全てのライセンス使用料及びその 50%の利息の損失（利息は、■■■■から、OPPO 会社が実際に支払った日までで計算する）である。

[illegible]

上記のように、当該 6 件における高清公司の実際の損失を確定することができ、特許権侵害の損害賠償の点から見ても、また当事者の契約締結上の過失責任の点から見ても、高清公司の実際の損失はいずれも、上記の計算方式に従って確定された額であり、従って、ライセンス使用料の倍率を参照して合理的に確定された賠償額を返還し、再吟味する必要性も前提も、当該 6 件にはない。一審法院は、双方当事者の契約締結上の過失の程度に応じて、それが計算して出したライセンス使用料の■■■■に基づき、OPPO 公司の最終的に支払うべきライセンス使用料を確定したが、単純にライセンス使用料から確定しても、特許権侵害の賠償額から確定するにしても、法律の適用はいずれも厳格ではなく、また、標準必須特許のライセンス交渉の実際から逸脱している。高清公司による当該 6 件の訴訟は、特許権侵害訴訟であることを考慮し、一審法院は、OPPO 公司是、当該 6 件の訴訟において、高清公司が調査し、権利侵害を差し止めるために支払った合理的な支出の合計■■■■を賠償すべきと定めたことは不当ではなく、本院はこれを維持する。

[illegible]

上記をまとめると、高清公司の上訴請求の一部は成立し、本院はこれを支持する。OPPO 公司の上訴請求は成立せず、本院はこれを棄却する。一審判決における事実の認定は基本的に明確であり、法律適用の一部は妥当性に欠き、本院はこれを是正する。本院は、「中華人民共和國涉外民事關係法律適用法」第 8 条、第 41 条、第 48 条、第 49 条、第 50 条、「中華人民共和國民法典」第 7 条、第 132 条、第 500 条第 3 号、「中華人民共和國特許法」（2008 年改正）第 11 条第 1 項、第 65 条第 1 項、「最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干規定」（2020 年改正）第 13 条、第 15 条、「最高人民法院による特許権侵害紛争事件の審判における法律適用の若干問題に関する解釈」第 7 条、第 12 条第 1 項、「最高人民法院による特許権侵害紛争事件における法律適用若干問題に関する解釈（二）」（2020 年改正）第 24 条、「最高人民法院による知的財産権民事訴訟の証拠に関する若干規定」第 32 条、「中華人民共和國民事訴訟法」（2021

年改正) 第 147 条、第 177 条第 1 項第 2 号の規定、判決は以下のとおりである。

一、中華人民共和國江蘇省南京市中級人民法院（2018）蘇 01 民初 3350、3354、3355、3356、3358、3364 の民事判決第 3 号を維持する。

二、中華人民共和國江蘇省南京市中級人民法院（2018）蘇 01 民初 3350、3354、3355、3356、3358、3364 の民事判決第 1 号及び第 2 号を取り消す。

三、OPPO 広東移動通信有限公司は、本判決の効力発生日から 10 日以内に、高清編解碼科技有限責任会社に特許（特許番号：99813641.7、99813640.9、99813602.6、99813601.8、00815854.1、01803954.5）のライセンス使用料 15,390,527 元及びその利息（利息は、15,390,527 人民元の元本に基づき、■■■から■■■までを OPPO 広東移動通信有限公司による実際の支払日まで■■■計算する。）及び合理的な人民元■■■を支払う。

四、高清編解碼科技有限責任公司のその他の訴訟請求を棄却する。

五、OPPO 広東移動通信有限公司の上訴請求を棄却する。

本判決で指定された期間内に金銭の支払い義務が履行されない場合、「中華人民共和國民事訴訟法」（2021 年改正）第 260 条の規定に基づき、履行期間遅延の債務利息の 2 倍を支払うものとする。

本判決は、終審判決である。

審判長 余曉漢

審判員 欧宏偉

審判員 何 携

2023 年 12 月 12 日

※ 初出：『特許ニュース No.16221』（経済産業調査会、2024 年、原題は「中国知財の最新動向 第 45 回 ACT が OPPO を訴えた標準必須特許実施料紛争事件の最高人民法院判決について〈上〉」及び『特許ニュース No.16259』（経済産業調査会、2024 年、原題は「中国知財の最新動向 第 46 回 ACT が OPPO を訴えた標準必須特許実施料紛争事件の最高人民法院判決について〈下〉」。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。